

## 見晴台公園指定管理者の指定について

- 1 指定管理者            社団法人 かみふらの十勝岳観光協会
- 2 指定期間             平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日（3 カ年）
- 3 公募によらず、指定管理者を「上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例」の第 5 条第 1 項の規定による選定とした理由・・・別紙のとおり
- 4 候補者選定に至るまでの経過

月日・期間	事 項	内 容
8 月 30 日 ～ 随時	事前協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見晴台公園の運営管理方針等の説明</li> <li>・ 受託意思の確認等諸協議</li> </ul>
1 月 18 日	指定管理者による管理運営を意思決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者による管理運営とすること、また「かみふらの十勝岳観光協会」を指定管理候補者とするため、協議を進める旨の意思決定</li> </ul>
	仕様書及び設計書提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「かみふらの十勝岳観光協会」に対し、仕様書、設計書、協定案の提示</li> <li>・ 1 月 23 日を期限として指定申請書を提出するよう通告</li> </ul>
1 月 18 日 ～ 1 月 22 日	協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画内容、予算等について協議</li> </ul>
1 月 23 日	指定申請書提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書類の点検、内容の聞き取り確認</li> </ul>
1 月 29 日	選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定申請書提出までの経過説明</li> <li>・ 申請書内の不明・疑義事項の確認評議</li> <li>・ 委員評価、採点票の記載提出</li> <li>・ 採点集計の確認</li> <li>・ 結果評議と指定管理候補者の選定</li> </ul>
1 月 30 日	指定管理者候補者選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「かみふらの十勝岳観光協会」に対し見晴台公園の指定管理者候補者として選定した旨通知</li> </ul>
3 月 1 日	指定管理者決定	議決決定

【別紙】

**「上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例」  
第5条第1項の規定による選定とした理由**

当公園は、通常の街区公園としての機能を有しつつ、国道利用者や観光客など町外からの利用者に対しては、積極的な情報発信や地域PR事業を通じ、地元の観光施設や商店などへの利益誘導を図ることを重要な設置目的とした。よって、この地域を訪れる町外利用者が、当公園において、旅行等の目的を完結する機能配置を避けるため、常設売店の設置など収益性の高い事業の実施は、当公園の運営のあり方として制限をした。また、当公園で展開する事業・活動は、地域全体に公正に波及されるべきものであることから、極めて公共性が高いと言える。

以上、施設の性格、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、次の理由から「社団法人 かみふらの十勝岳観光協会」が指定管理者として当公園を管理することで、事業効果が期待できるものと判断した。

記

- 1 「かみふらの十勝岳観光協会」は、町内のコミュニティ施設やトイレ、駐車場等の管理実績があり、当公園においても適正な管理がなされるものと判断できる。
- 2 当公園における事業等の運営にあたり、農業、商業の連携においては、その媒体として総合産業である観光が担っていることや、観光業をはじめ先駆的農業者や商業者によって組織されていることなどを勘案し、「かみふらの十勝岳観光協会」は、様々な事業や活動を実施出来得る環境にあり、その運営にあたって調整機能が発揮できるものと期待できる。
- 3 「かみふらの十勝岳観光協会」は、シーニックバイウェイ事業の活動団体として参画しており、町内の他のシーニック活動団体との連携により、幅広い事業等の展開が期待できる。  
また広域的な観点からも、シーニック活動を通じて、景観形成や情報発信など、沿線の活動団体との連携した活動実績もあることから、国道237号線を中心とする広域的な情報ネットワークを有し、有効な情報発信をするうえでの体制が整っている。
- 4 「かみふらの十勝岳観光協会」は、会員会費及び町補助金が主な運営経費になっており、その運営にあたって金銭的な圧力等は無いと考えられ、当公園の運営についても公正さを確保できるものと判断できる。
- 5 当公園管理の受託者として、「株式会社 上富良野振興公社」や「有限責任中間法人 シーニックバイウェイ大雪・富良野ルート」も含めた中で、候補者の選定を検討したが、観光など地域情報の収集や提供に精通していること、法人・団体としての運営実績があることなど、これらを総合的に判断し、「かみふらの十勝岳観光協会」を指定管理者の候補者とした。